

障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会

中間取りまとめ

平成25年8月26日

1 障害者の芸術活動の意義

- 芸術活動を通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、障害者の芸術活動を支援していくことは、その社会参加を進め、障害の有無にかかわらず人々がお互いを尊重しながら共生する社会を実現していく上で非常に重要な意義を有している。

- また、障害者の芸術活動の中からは、既存の価値観にとらわれない芸術性が国内外において高い評価を受けるような事例も数多く出てきており、障害者が生み出す芸術作品は、これまでの芸術の評価軸に影響を与え、芸術の範囲に広がりや深まりを持たせ得るという点で、芸術文化の発展に寄与する可能性を有するものである。

2 障害者の芸術活動への支援の方向性

(支援の方向性)

- 上記のような障害者の芸術活動の意義を踏まえると、その支援を行っていくにあたっては、「裾野を広げる」という視点と、「優れた才能を伸ばす」という視点を

ふ ま え し く み づ く り お こ な っ て じ ゅ う よ う
踏まえ、仕組み作りを行っていくことが重要である。

○ まず、「裾野を広げる」という視点からは、地域に根差した現場で芸術活動を行う

しょうがいしゃほんにん かぞく しえんしゃとう たいして そうさくかつどう けんり ほ ごと など かんする そうだん
障害者本人、その家族、支援者等に対して、創作活動や権利保護等に関する相談

しえん おこなったり しえん おこなうじんざい いくせい とりくみ すいしん
支援を行ったり、支援を行う人材を育成するなどの取組を推進していくことが、

ひとつ おおきな はしら かんがえられる
一つの大きな柱と考えられる。

○ また、「優れた才能を伸ばす」という視点からは、芸術性の高い障害者の作品を

ひょうか はっくつ こくないがい はばひろいてんじきかい かくほ みちか ちいき こえ た しえん
評価・発掘し、国内外への幅広い展示機会を確保するなど、身近な地域を超えた支援

し く み こうちく ひとつ おおきな はしら かんがえられる
の仕組みを構築していくことが、もう一つの大きな柱と考えられる。

○ こうした2つの柱に沿って具体的な支援を推進していくためには、後述するよ

うに、これらを支える人材が相互に連携・協力して支援に取り組めるようなネッ

トワークを構築することが望まれる。

しょうがいしゃ げいじゅつさくひん はっしん さまざま かつどう しえん ありかた
(障害者の芸術作品を発信する様々な活動とその支援の在り方)

○ 近年、「アール・ブリュット^(注1)」という概念・呼称の下で、障害者の優れた芸術

さくひん ひょうか はっくつ こくないがい はっしん かつどう かんけいしゃ あいだ すすめられて
作品を評価・発掘し、国内外に発信する活動が関係者の間で進められており、そ

のような活動を通じて、国際的にも高く評価される作品が生まれてきている。こう

した中、本懇談会の構成員の中からも、次のような理由から、「アール・ブリュッ

ト」という呼称の下でそのような活動を進めていくことを支持する意見が示された。

- ・ 障害者が創り出す作品を評価し、発信していく上では、一定の共通言語があった方がよい。
- ・ 芸術活動において障害の特性が能力として活かされている場合、それを「アール・ブリュット」という概念の下に評価する枠組みができており、それがきっかけとなって障害者の社会参加が推進されている。
- ・ 「アール・ブリュット」という言葉は、国際的にも認知されており、芸術の枠組みを広げたり、深めたりする作用も期待できる。

(注1) アール・ブリュット：フランスの画家ジャン・デュビュッフェによって考案された言葉であり、「加工されていない、生（き）の芸術」を意味する。デュビュッフェは、精神障害のある人や幻視家などが制作した絵画や彫刻をアール・ブリュットと呼び、それらの美術の専門教育を受けていない人々の作品を、「もっとも純粋で、もっとも無垢な芸術であり、作り手の発想の力のみが生み出すもの」と高く評価した。

- このような取組の実績や、その活動を支持する意見等を踏まえれば、「アール・ブリュット」という概念・呼称に共感する人々が、その呼称の下で障害者の優れた芸術作品を評価・発掘し、国内外に発信する活動に取り組んでいくことは、上記1に示したような障害者の社会参加の促進、共生社会の実現、芸術文化の発展への寄与といった観点からみても大きな意義を有しており、今後もこうした取組の一層の推進を図っていくことが望まれる。

- また、本懇談会では、「アール・ブリュット」という呼称を用いることなく、それぞれの概念の下で取り組んでいる次のような活動の紹介も行われた。これらの活動も、障害者の社会参加の促進、共生社会の実現、芸術文化の発展への寄与と

いう観^{かん}点^{てん}からみて、それぞれに大きな意^い義^ぎを有^{ゆう}するものといえる。

- ・ 市民^{しみん}が主^{しゅ}体^{たい}となつて自分^{じぶん}たち^{ぶん}の文^{ぶん}化^か、芸^{げい}術^{じゆつ}活^{かつ}動^{どう}を生^うんでいく一つ^{ひとつ}の市^{しみん}民^か活^{かつ}動^{どう}として「エイブル・アート・ムーブメント」に取^{とり}組^くん^ででいる。その中^{なか}で障^{しょう}害^{がい}のあ^ある方^{かた}たち^{ひょうげん}の表^さ現^えを支^さえ^えるというこ^{しゅ}を^{かう}を主^{しゅ}要^{よう}な活^{かつ}動^{どう}にしている。
- ・ 知^ち的^{てき}障^{しょう}害^{がい}があ^ある方^{かた}の作^{さく}品^{ひん}につい^て、「アウ^{あう}トサイ^{さい}ダー・ア^あー^あト」等^{とう}の^{めい}名^{しょう}称^{てい}でカテ^かゴ^ごライ^{らい}ズせ^ぜず、現^{げん}代^{だい}を生^いきる人^{ひと}が^うみ^みだ^だす「現^{げん}代^{だい}ア^あー^あト」として^{はっ}発^{しん}信^{しん}してい^いる。
- ・ 肢^{した}体^{たい}不^ふ自^じ由^{ゆう}児^じ・者^{しゃ}の生^いき^がい^いづ^くり、一^{いつ}般^{ぱん}の人^{ひと}々^{びと}の障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}に^{たい}対^{たい}する理^り解^{かい}の^{そく}促^{しん}進^{しん}を^{もく}目^{てき}的^{てき}に、グ^かラ^{かい}フ^いィ^{さい}ック^いア^いー^いト・コ^びン^{じゅ}テ^つス^{てん}トの^{しゃ}開^{しん}催^{てん}、美^{しや}術^{しん}展^{てん}やデ^じジ^たル^る写^{しや}真^{しん}展^{てん}へ^の参^{さん}画^{かく}な^の活^{かつ}動^{どう}を^おこ^なつ^ててい^る。

○ こうした活^{かつ}動^{どう}を行^おこ^なつ^ててい^る構^{こう}成^{せい}員^{いん}の中^{なか}か^らは、「ア^あー^あル・ブ^ぶリ^りュ^りット」とい^こう^しょう呼^こ称^{しょう}の下^{もと}で取^{とり}組^くま^れて^てき^た活^{かつ}動^{どう}の実^{じつ}績^{せき}につい^いては^い一^{いつ}定^{てい}の評^ひ価^かを^しめ^しつ^つ、その^こし^{ょう}呼^こ称^{しょう}につい^いて、次^{つぎ}のよ^うな^{けん}見^{かい}解^{かい}も^しめ^され^た。

- ・ 「ア^あー^あル・ブ^ぶリ^りュ^りット」に^{たい}対^{たい}する^{にん}認^{しき}識^しが^{ひと}人^{ひと}によ^ひつ^{じょう}て^{こと}非^ひ常^{じょう}に^い異^{こと}な^なつ^ててい^る。
- ・ 障^{しょう}害^{がい}のあ^ある人^{ひと}が^ひ表^{ひょう}現^{げん}した^らそ^れが「ア^あー^あル・ブ^ぶリ^りュ^りット」に^なる^のかとい^う疑^ぎ問^{もん}があ^ある。障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}とい^いう^じレ^じッ^じテ^うル^うか^ら自^ひ由^{じゆう}に^なる^ため^に表^{ひょう}現^{げん}活^{かつ}動^{どう}をし^てき^た人^{ひと}にと^とつ^て、「ア^あー^あル・ブ^ぶリ^りュ^りット」とい^いう^{こと}言^ごば^ばが、レ^きッ^きテ^うル^うと^して^き機^き能^{のう}する^{そく}側^{めん}面^{めん}もあ^ある。
- ・ 日^に本^{ほん}の^{げん}現^{じょう}状^{じょう}では、「ア^あー^あル・ブ^ぶリ^りュ^りット」とい^いう^{こと}言^ごば^ばが、本^{ほん}来^{らい}の^い意^い味^みを^はな^なれ^てて、「障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}ア^あー^あト」として^と捉^とえ^えら^れが^ちである。「障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}ア^あー^あト」とい^いう^カテ^てゴ

ライズはいらないのではないか。

- 以上のことを踏まえば、「アール・ブリュット」をはじめ様々な概念・呼称で
取り組まれている活動はそれぞれに尊重されるべきであり、本懇談会としては、
上記1に示したような障害者の芸術活動としての意義を有する活動については、
どのような概念・呼称の下で行われているかを問わず、支援の対象として考えてい
くこととしたい。

3 障害者の芸術活動への具体的な支援の在り方

- (1) 障害者、その家族、支援者等に対する支援の在り方について

(相談支援の充実)

- 障害者が芸術活動を行うに当たっては、公募展等への作品の展出や販売の
機会、著作権等の権利保護等に関する相談体制が身近にあることで、芸術活動を
通じた障害者の社会参加が一層促進されるとともに、才能のある障害者の活躍
の場が一層広がることが期待される。

- しかし、実際に芸術活動を行っている障害当事者からは、自分で展出依頼等
に対するやりとりをする中で、どのように返事をすればよいのか、依頼を受けて
よいのかという点で悩んだり、誰かに手伝いを依頼したいと思うことがあるが、
そうしたときに、相談先や手伝いを頼める人がなかなか見つからなくて困ってい
るといった声も聞かれた。

○ また、地域において障害者の芸術活動の支援を行っている福祉サービス事業所や特別支援学校等においては、その支援の方法や、著作権等の保護等に関する知識や経験に乏しい場合が多いとの指摘もあった。

○ このため、身近な地域の中で、障害者本人やその家族、障害者の芸術活動を支援する福祉サービス事業所や特別支援学校等の関係者からの相談を受け付けられるような相談支援機関を設け、地域ごとに相談支援の体制を確保するとともに、そのような取組があることを広く周知していくことが望まれる。

○ また、後述するように、福祉サービス事業所や特別支援学校等において美術大学や芸術大学の学生等を受け入れるなど、福祉・教育分野と芸術分野の人材の交流を図ることも重要であり、その際に、美術大学や芸術大学の窓口等において、関心がある人材と事業所等を結び付ける役割を担うことも考えられる。さらに、地域において先進的な取組を行っている団体等を窓口として、関係者によるネットワークの形成を図ることにより、人材の交流を進めることも考えられる。

(障害者の芸術作品に関する権利保護)

○ 障害者が芸術活動を行うに当たっては、障害者本人が著作権等の権利を行使するために自らの意思を表示する上で困難を伴うことがある場合や、芸術活動を行う場面で様々な関係者が関わる場合があることなどから、障害者の

げいじゅつさくひん かんするけんり ほご じゅうぶん はいりよ ひつよう
芸術作品に関する権利保護には、十分な配慮がなされる必要がある。しかしな
がら、^{じっさい}実際には、^{しょうがいしゃ}障害者の^{げいじゅつかつどう}芸術活動の支援に取り組む^{しえん}関係者の^{とりくむ}間でも、^{かんけいしゃ}こう
した^{しょうがいしゃ}障害者の^{げいじゅつさくひん}芸術作品に関する権利保護に対する^{かん}認識が^{たいするにんしき}十分であるとはいえ
ない^{じょうきょう}状況がみられる。

○ ^{しょうがいしゃ}障害者の^{げいじゅつさくひん}芸術作品に関する権利を^{かん}保護していく^{うへ}上での^{もんだい}問題としては、^{しょうけん}所有権
の^{もんだい}問題と、^{ちよさくけんほうじょう}著作権法上の^{けんり}権利の^{もんだい}問題とがある。

○ このうち^{しょうけん}所有権については、^{ふくし}福祉サービス事業所で^{じぎょうしょ}芸術活動を行う^{げいじゅつかつどう}障害者の^{おこなうしょうがいしゃ}
^{げいじゅつさくひん}芸術作品の^{しょうけん}所有権が、どのように^{しょうがいしゃほんにん}障害者本人、^{ふくし}福祉サービス事業所に^{じぎょうしょ}帰属する
のかが^{さいだい}最大の^{もんだい}問題となる。この^{もんだい}問題に対しては、^{たいして}所有権の^{しょうけん}取扱いについて
^{じぎょうしょがわ}事業所側と^{ここ}個々の^{しょうがいしゃ}障害者が^{ごうい}合意して^{けいやく}契約で^{さだめる}定める、あるいは^{じぎょうしょ}事業所においてあ
らかじめ^{しょうけん}所有権の^{とりあつかい}取扱いに関する^{かん}規程を^{きてい}定めて^{さだめて}おき、それに^{じゅんきよ}準拠して^{けんり}権利を
^{とりあつかう}取り扱うことを^{めいかく}明確にしておくといった^{たいおう}対応が^{のぞまれる}望まれるところであり、こうした
^{たいおう}対応を^{うながす}促すため、^{さくせい}ガイドラインの^{ふきゅう}作成・^{はかって}普及を図っていくことが^{かんがえられる}考えられる。

○ また、^{ちよさくけんほうじょう}著作権法上の^{けんり}権利^(注2)については、^{ふくし}福祉サービス事業所の^{じぎょうしょ}関係者の^{かんけいしゃ}理解
を^{ふかめる}深めるため、^{ちよさくぶつ}著作物の^{りよう}利用に係る^{かかわるしょうだくしょ}承諾書の^{ようしきれい}様式例を示す等、^{しめすなど}権利の^{けんり}行使やそ
の^{ほご}保護のために^{ひつよう}必要な^{てつづきとう}手続き等に関する^{かん}ガイドラインを^{さくせい}作成するとともに、^{ふくし}福祉
サービス事業所の^{じぎょうしょ}関係者に対する^{かんけいしゃ}研修等による^{たいするけんしゅうとう}著作権法の^{ちよさくけんほう}普及啓発を^{ふきゅうけいはつ}図ってい
くことが^{かんがえられる}考えられる。また、^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度が^{りよう}利用される場合もあるため、^{ばあい}成年
^{せいねん}

こうけんじん ちょうさくしゃ けんり てきせつ ほご けんり こうし かのう
後見人が、著作権者の権利を適切に保護しつつ権利行使が可能となるよう、
ちょうさくけんほう ふきゅうけいはつかつどう おこなう のぞまれる
著作権法の普及啓発活動を行うことが望まれる。

(注2) ちょうさくしゃ ゆうするけんり ざいさんてきりえき ほご ちやくもく ちょうさくけん ふくせいけん てんじけんとう じんかくてき
利益の保護に着目した「著作権」(複製権、展示権等)と人格的
利益の保護に着目した「著作者人格権」がある。

○ さらに、じぎょうしょ しょうがいしゃ しょうがいしゃ けんり こうし ほご かんしてぐたいてき
事業所の職員等が障害者の権利の行使やその保護に関して具体的な

もんだい ちょうめん ばあい そうだん おうじる まどぐち もうける じゅうよう
問題に直面した場合に、相談に応じることができる窓口を設けることも重要で
ある。

○ いじょう しょうがいしゃ げいじゅつさくひん かんするけんり ほご とりくみ すすめて
以上のような障害者の芸術作品に関する権利保護の取組を進めていくに
あたっては、ふだん げんば くみあげて ひつよう みなおし おこなって
不断に現場のニーズをくみ上げて、必要な見直しを行っていくこと
のぞまれる
が望まれる。

ちいき しょうがいしゃ げいじゅつかつどう しえん じんざい いくせい
(地域において障害者の芸術活動を支援する人材の育成)

○ ちいき しょうがいしゃ げいじゅつかつどう りかい てきせつ しえん じんざい
地域において障害者の芸術活動を理解し、適切に支援することのできる人材
いくせい じゅうよう かだい
を育成することは、重要な課題である。

○ このため、たとえば、ふくし じぎょうしょ とくべつしえんがっこうとう びじゅつだいがく
福祉サービス事業所や特別支援学校等において、美術大学
げいじゅつだいがくとう がくせいとう うけいれる ちいき かいさい
や芸術大学等から学生等を受け入れることや、地域で開催されるワークショッ
さんか つうじて しょうがいしゃ げいじゅつぶんや じんざい こうりゅう げいじゅつ
プに参加することなどを通じて、職員が芸術分野の人材と交流し、芸術に
たいするりかい ふかめる げいじゅつかつどう しえん ほうほう まなぶ ふくし
対する理解を深めるとともに、芸術活動を支援する方法を学ぶこと、また、福祉
きょういくとう げんば しょうがいしゃ げいじゅつかつどうとう ふれるきかい つくる
教育等の現場において、障害者の芸術活動等に触れる機会を作ることなどが

かんがえられる。また、^{じょうじゅつ}上^{しょうがいしゃ}述^{げいじゅつさくひん}のとおり、障害者の芸術作品に関する権利保護^{かんするけんりほご}につ
いての普及啓発^{ふきゅうけいはつ}を行うことも重要^{おこなうじゅうよう}である。

(^{しょうがいしゃ}障害者による^{げいじゅつかんしょう}芸術鑑賞^{しえん}への支援)

- ^{しょうがいしゃ}障害者による^{げいじゅつかつどう}芸術活動を支援^{しえん}していくため、^{しょうがいしゃ}障害者による^{げいじゅつかんしょう}芸術鑑賞の
^{きかい}機会を増や^{ふやして}していくことなど、^{しょうがいしゃ}障害者による^{げいじゅつかんしょう}芸術鑑賞への支援^{しえん}を進めていく
ことが望^{のぞまれる}まれる。

(2) ^{しょうがいしゃ}障害者の優れた^{すぐれたげいじゅつさくひん}芸術作品の展示等^{てんじとう}を推進^{すいしん}するための仕組み^{しくみ}について

(^{すぐれたげいじゅつさくひん}優れた芸術作品の評価・発掘^{ひょうか}、^{はっくつ}保存^{ほぞん}、^{てんじきかい}展示機会^{かくほう}の確保等)

- ^{しょうがいしゃ}障害者の^{げいじゅつさくひん}芸術作品については、^{ふくし}福祉サービス事業所^{じぎょうしょとう}等の現場^{げんば}において、非常^{ひじょう}
に優れた^{すぐれたげいじゅつてき}芸術的価値^{さくひん}のある作品であっても、その価値^{かち}に対する評価^{たいするひょうか}が十分に
行われず^{おこなわれず}埋もれて^{うもれて}しまっているものが少なからずあるのではないかということ
が懸念^{けねん}されている。こうした作品^{さくひん}を評価・発掘^{ひょうか}することにより、国内外^{こくないがい}における
幅広い展示機会^{はばひろいてんじきかい}を確保^{かくほ}する取組^{とりくみ}が進められることは、^{しょうがいしゃ}障害者の社会参加^{しゃかいさんか}を推進^{すいしん}
するとともに、^{げいじゅつぶんか}芸術文化の発展^{はってん}に寄与^{きよ}するという観点^{かんてん}から、重要^{じゅうよう}な課題^{かだい}である。

- こうした課題^{かだい}については、^{じっさい}実際に^{がくげいいん}学芸員や福祉関係者^{ふくしかんけいしゃとう}等が連携^{れんけい}して、国内外^{こくないがい}の
^{しょうがいしゃ}障害者の^{げいじゅつさくひん}芸術作品の調査^{ちょうさ}を行うことにより、^{ひょうか}評価・^{はっくつ}発掘という点^{てん}で一定^{いっせい}の成果^{せいこ}
を^{あげて}上げている事例^{じれい}もみられることから、こうした取組^{とりくみ}をさらに広^{ひろげて}げていくことが
^{ひつよう}必要^{さい}である。その際には、^{がくげいいん}学芸員や^{げいじゅつかとう}芸術家等の美術関係者^{びじゅつかんけいしゃ}だけでなく、^{ふくしげんば}福祉現場・

医療現場等の人材が協働して調査を行うことが重要であり、こうした活動を
続けていくことを通じて、障害者の芸術作品の評価の在り方も練り上げられて
いくことが期待される。

- また、評価・発掘された芸術作品の保存場所をどう確保するか、さらに、優れた
作品を継続的・安定的に保存する観点から、保存すべき作品を選定する際にどの
ように客観性を担保するかといったことも課題となってくるが、上述のよう
な評価・発掘の取組を進めていく中で、こうした課題の解決方法についても、検討
を行っていく必要がある。

(作品の販売や商品化への支援)

- 障害者の芸術作品に対する国内外の評価の高まりがみられる中で、障害者
の芸術作品の販売やその二次利用による商品化等も進んできており、経済面か
ら障害者の生活の向上を図り、自立に向けた支援を行う観点からも、このよう
な取組は重要である。
- 実際に、障害者の作品について、アートフェアに出展することで収益を確保
して障害者に還元したり、障害者の作品を使用したいという企業等からデザイ
ン使用料の支払いを受けるといった例もみられる。
- こうした取組をさらに進めていくためには、明確な権利関係の下、企業や

びじゅつかんなど しょうがいしゃ あいだ た ち いらいうけつけ えいぎょう じぎょうきかく きんせん うけわたしとう
美術館等と障害者との間に立ち、依頼受付、営業、事業企画、金銭の受渡し等

についての支援を行う機能が重要であり、実績・知見のある先進的な取組にお
けるノウハウを普及していくなどの取組が望まれる。

しょうがいしゃ げいじゅつさくひん ひょうか はっくつ はっしんとう おこなうじんざい いくせい
(障害者の芸術作品の評価・発掘、発信等を行う人材の育成)

○ しょうがいしゃ げいじゅつかつどう しょういん すいしん ちいき ふくし
障害者の芸術活動への支援を推進していくためには、地域の福祉サービス

じぎょうしょ とくべつ しょういん がっこうとう しょういん おこなう じんざい いくせい くわえ
事業所や特別支援学校等において支援を行う人材を育成することに加え、

しょうがいしゃ げいじゅつさくひん ひょうか はっくつ はっしんとう おこなうじんざい いくせい ひつよう
障害者の芸術作品の評価・発掘、発信等を行う人材の育成が必要である。

○ こうした観点から、例えば、美術大学や芸術大学の学生等が福祉サービス

じぎょうしょ とくべつ しょういん がっこう しょういん しょうがいしゃ せいさくかつどう しょういん
事業所や特別支援学校でインターンや支援員として、障害者の制作活動の支援

と り く む つうじて しょうがいしゃ げいじゅつかつどう ふ れ る びじゅつだいがく
に取り組むことなどを通じて障害者の芸術活動に触れることや、美術大学や

げいじゅつだいがくとう がくげいじんようせいかてい げいじゅつけい きょういんようせいかてい なか しょうがいしゃ
芸術大学等において、学芸員養成課程や芸術系の教員養成課程の中で障害者

げいじゅつ かんする ないよう じゅぎょう と り い れ る くにとう おこなうぜんこく びじゅつかん
の芸術に関する内容を授業に取り入れること、また、国等が行う全国の美術館

かんけいしゃむけ けんしゅう しょうがいしゃ げいじゅつ かんする ないよう と り い れ る
関係者向けの研修で、障害者の芸術に関する内容を取り入れることなどを

つうじて びじゅつかんけいしゃ しょうがいしゃ げいじゅつ たいする りかい ふかめるとりくみとう すすめて
通じて、美術関係者が障害者の芸術に対する理解を深める取組等を進めていく

ことが考えられる。

しょうがいしゃ げいじゅつかんしょう かんきょうづくり
(障害者の芸術鑑賞のための環境づくり)

○ びじゅつかんとう しょうがいしゃ げいじゅつさくひん かんしょう かんきょうづくり すすめる
美術館等において障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを進めるた

め、しょうがいしゃ かんしょうかつどう しょういん かんてん はいりよ のぞまれる
め、障害者の鑑賞活動を支援するという観点にも配慮することが望まれる。

(3) 関係者のネットワークの構築等について

- 障害者の芸術活動を普及・発展させていくためには、障害者やその家族、障害者の芸術活動を支援する福祉サービス事業所や特別支援学校等の職員、障害者の芸術活動に理解のある美術関係者等のネットワークを構築していくことを通じて、障害者の芸術活動を支える人材が相互に連携・協力することが必要である。

- 障害者の芸術活動を支援するためのナショナルセンターを設けるべきという議論については、構成員から以下のような意見が示されており、これらを踏まえ、本懇談会としては、各地域のレベルにおいて相談支援・人材育成等の現場の支援や芸術作品の評価・発掘・保存・発信等を行う機能の強化を図り、拠点化を進め、それらを全国的なネットワークとして結び付けていくような方向を目指すことが重要であると考えます。

- ・ ナショナルセンターという位置付けで背骨のある形で支援していくことが必要であるが、中央にハコモノを一か所設置するというイメージではなく、地域の美術館や施設を国が支援するというような弾力性をもって考える必要がある。
- ・ アートは多様性が面白いところだが、ナショナルセンターで絶対的な基準を作るようなことになってしまうと、逆に多様性が見えてこなくなる。地域に根差した美術館や施設に国が支援していくことにより、結果として、そこに

たようせい おのず う ま れ て
多様性が自ずと生まれてくるのではないか。

- ・ 「アール・ブリュット」の発信は、一極 集 中 で上から下に下ろすのでは
なく、各地域で発信していくものがふさわしいし、その方が発信力も強い。
- ・ まずは地域のニーズと密着して情報交換や人材交流などの取組が行える
場が必要であり、その上に立って全国的な情報交換・人材交流を行うことが
できるセンターについて考えるべきである。
- ・ ナショナルセンターは、ハコモノというよりは、ネットワーク形式のものを
つくって、それぞれの地域や現場を活性化するようなものになるのではないか。

4 おわりに

ほんこんだんかい
本懇談会においては、6月11日に第1回の会合を開催した後、限られた時間の中
で、しょうがいしゃ げいじゅつかつどう
障害者の芸術活動のうち、おも びじゅつ ぶんや しょうてん
主に美術の分野に焦点を当てて議論を行い、今回、
ちゅうかんでき とりまとめ おこなった
中間的な取りまとめを行った。本懇談会としては、ふくしぶんや しょかん
福祉分野を所管する厚生労働省
げいじゅつぶんか しんこう しょかん
と芸術文化の振興を所管する文化庁が相互に連携・協力し、この取りまとめの方向
そつ たりくみ ちやくじつ すいしん
に沿った取組を着実に推進していくことを強く望む。

【参考】^{さんこう}障害者の^{しょうがいしゃ}芸術活動^{げいじゅつかつどう}への支援^{しえん}を推進^{すいしん}するための懇談会^{こんだんかい} 開催要綱^{かいさいようこう}

1 趣旨^{しゆし}

芸術活動^{げいじゅつかつどう}は障害者^{しょうがいしゃ}にとって重要な社会活動^{じゅうようしゃかい}の一つであり、これまでも主に^{おも}福祉的^{ふくしてき}な観点^{かんてん}から支援^{しえん}が図られてきた。近年^{きんねん}では、既成^{きせい}の概念^{がいねん}にとらわれないその芸術^{げいじゅつ}の特性^{とくせい}が、国内外^{こくないがい}において一定^{いってい}の評価^{ひょうか}を受けるようになってきており、芸術^{げいじゅつ}活動^{かつどう}を通じた障害者^{しょうがいしゃ}の社会参加^{しゃかいさんか}の一層^{いっそう}の促進^{そくしん}が期待^{きたい}されるとともに、その芸術^{げいじゅつ}の特性^{とくせい}は、芸術文化一般^{げいじゅつぶんか}の発展^{はってん}に寄与^{きよ}する可能性^{かのうせい}を秘めていると考え^{かんが}えられる。一方で、^{いっぼう}芸術活動^{げいじゅつかつどう}に取り組む障害者^{しょうがいしゃ}やその家族^{かぞく}、支援者等^{しえんしゃとう}に対する支援^{たいしえん}や、障害者^{しょうがいしゃ}による^{しょうがいしゃ}芸術作品^{げいじゅつさくひん}の価値^{かち}が認知^{にんち}され、展示等^{てんじとう}につなげていくための取組等^{とりくみとう}が未だ不十分^{いまふじゅうぶん}であることから、障害者^{しょうがいしゃ}の芸術活動^{げいじゅつかつどう}に関して一層^{いっそう}の支援^{しえん}を図るため、有識者^{ゆうしきしゃ}による^{ゆうしきしゃ}専門的^{せんもんてき}な検討^{けんとう}を行う。

2 検討事項^{けんとうじこう}

- 障害者^{しょうがいしゃ}、その家族^{かぞく}、支援者等^{しえんしゃとう}に対する支援^{たいしえん}
(例)
 - ・ 障害者^{しょうがいしゃ}の芸術作品^{げいじゅつさくひん}の出展機会^{しゅつてんきかい}の確保^{かくほ}に関する支援^{かんしえん}
 - ・ 障害者^{しょうがいしゃ}の芸術作品^{げいじゅつさくひん}の著作権^{ちよさくけん}の保護等^{ほごなど}に係る支援^{かかしえん}
- 障害者^{しょうがいしゃ}の芸術作品^{げいじゅつさくひん}の展示等^{てんじとう}を推進^{すいしん}するための仕組み^{しく}

れい
(例)

- ・ 障害者の芸術作品の発掘・収集・保存等を行う仕組み
- ・ 障害者の芸術作品の展示、発信等が推進されるようにするための仕組み

3 構成員

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出する。
- (3) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

4 運営等

- (1) 懇談会は、文化庁文化部長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が、
有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 懇談会の庶務は、文化庁文化芸術文化課及び厚生労働省社会・援護局障害
保健福祉部企画課自立支援振興室において行う。
- (3) 懇談会は、原則として公開とする。

【参考】^{さんこう} 障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会^{しょうがいしゃ げいじゅつかつどう しえん すいしん こんだんかい こうせいじんめいぼ} 構成員名簿

あおやぎまさのり
青柳正規

どくりつぎょうせいほうじんこくりつびじゅつかんりじちよう こくりつせいやうびじゅつかんちよう
独立行政法人国立美術館理事長、国立西洋美術館 長

が づ に ち づ こうせいじんじにん
(7月8日付け構成員辞任)

い ま な か ひ ろ し
今中博之

アトリエインカーブクリエイティブディレクター、^{しゃかいふくしほうじんすおうかい} 社会福祉法人素王会

りじちよう いっきゅうけんちくし きょうとだいがくちいきけんきゅうそうごうじようほう けんきゅういん
理事長、一級建築士、京都大学地域研究総合情報センター研究員

う え の み つ る
上野 密

いっばんしやだんほうじんぜんこくしたいふじゅうじしやふほ かいれんごうかいじようむりじ
一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会常務理事

お か べ た ろ う
岡部太郎

ざいだんほうじん いえじむきよくちよう
財団法人たんぽぽの家事務局 長

しげみつゆたか
重光 豊

とくていひえいりかつどうほうじんしょうがいしゃげいじゅすいしんけんきゅうきこうてんさい
特定非営利活動法人障害者芸術推進研究機構天才アートミュージアム

ふくりじちよう きょうとしきょういくいんかいし どうぶそうごういくせいしえんかさんよ
副理事長、京都市教育委員会指導部総合育成支援課参与

す ず き ぎ ょ う こ
鈴木京子

こくさいしょうがいしゃこうりゅう じぎょうきかくかちよう
国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）事業企画課長

す ず き ま り え
鮎 万里絵

げいじゅつかつどう おこな しょうがいとうじしや
芸術活動を行っている障害当事者

た な か ま さ ひ ろ
田中正博

しゃかいふくしほうじんぜんにつぽんで いくせいかいじようむりじ
社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事

た ば た か ず え
田端一恵

しゃかいふくしほうじんしがけんしゃかいふくしじぎょうだんきかくじぎょうぶじちよう
社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団企画事業部次長

な か く ほ み つ あ き
中久保満昭

べんごし
弁護士

ひ び の か つ ひ こ
日比野克彦

とうきょうげいじゅつだいがくきょうじゅ
東京芸術大学教授

ほ さ か け ん じ ろ う
保坂健二郎

どくりつぎょうせいほうじんこくりつびじゅつかん どうきょうこくりつきんだいびじゅつかんしゅにんけんきゅういん
独立行政法人国立美術館・東京国立近代美術館主任研究員

ほんごうひろし
本郷 寛

とうきょうげいじゅつだいがくびじゅつがくぶきょうじゅ
東京芸術大学美術学部教授

けいしょうりやく おんじゅん
(敬称略、50音順)

【参考】^{さんこう}障害者の^{しょうがいしゃ}芸術活動への^{げいじゅつかつどう}支援を^{しえん}推進する^{すいしん}ための^{こんだんかい}懇談会開催経緯

^{だい}第^{かい}1回 ^{へいせい}平成^{ねん}25年^{がつ}6月^{にち}11日

- ・^{かくこうせい}各構成員からの^{じゅうはつげん}自由発言
- ・^{こうせい}構成員からの^{プレゼンテーション}プレゼンテーション
- ・^{いけんこうかん}意見交換

^{だい}第^{かい}2回 ^{へいせい}平成^{ねん}25年^{がつ}7月^か2日

- ・^{ろんてんせいり}論点整理
- ・^{いけんこうかん}意見交換

^{だい}第^{かい}3回 ^{へいせい}平成^{ねん}25年^{がつ}7月^{にち}25日

- ・^{ちゅうかんと}中間取りまとめ^{あん}(案)